

みーもの森づくり事業実施要領

制定	平成17年	3月29日	付け林第1574号
改訂	平成19年	3月13日	付け林第2055号
改訂	平成20年	3月14日	付け林第1939号
改訂	平成21年	3月12日	付け林第2026号
改訂	平成22年	3月19日	付け林第1255号
改訂	平成23年	3月7日	付け林第1186号
改訂	平成23年	5月10日	付け林第653号
改訂	平成24年	3月14日	付け林第1442号
改訂	平成25年	2月21日	付け林第1198号
改訂	平成27年	3月20日	付け林第1273号
改訂	平成28年	3月15日	付け林第1204号
改訂	平成29年	2月20日	付け林第1115号
改訂	平成29年	12月12日	付け林第756号

みーもの森づくり事業（以下「交付金事業」という。）の実施については、みーもの森づくり事業費交付金交付要綱（平成17年7月7日林第1472号）（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第1 事業の目的及び内容

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）で定める趣旨に基づき、県民と協働して実施するみーもの森づくり事業を推進し、もって水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐことを目的とし、この要領により交付金を交付する。

第2 交付の対象となる事業

交付対象事業は、次のとおりとする。

(1) 県民のアイデアと参加を基本とし、森を保全する取組や森を利用する取組、森で学ぶ取組であることとする。

① 森を保全する取組み

ア 森づくり（森林内での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組みをいう。以下同じ。）

イ 森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組みをいう。）

ウ 身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策

エ みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組みの継続実施（継続事業）

オ 再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業）

カ 森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組みをいう）

② 森を利用する取組み

ア 木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組みをいう）

イ 木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組みをいう）

ウ 木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組みをいう）

エ みーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用する取組みの継続実施（継続事業）

オ 竹を利用する取組み

③ 森で学ぶ取組み（みーもスクール）

ア 小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動

(2) 上記(1)①のエ、オおよび②のエにおける継続事業の実施期間については、4年間に限る。

第3 交付対象者

交付対象者は、自治会、特定非営利活動法人、その他の団体とし、次に掲げる事項を全て遵守している者とする。

(1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解している者

- (2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められない者
- (4) この事業に関係する会計及び経理を明確に行い、報告できる者
- (5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できる者

第4 事業の実施基準

事業の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 対象森林は国有林を除く。
- (2) この事業により得た、若しくは得る予定の交付金を運転資金として利用しない。
- (3) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- (4) 各種法令に違反していないこと。
- (5) 県内で事業を実施すること。
- (6) 事業を実施しようとする者が、同一年度に既に実施又は完了している事業がある場合は交付対象としない。
- (7) 交付要綱第8条で台帳への記載が必要となる財産は、県内の他団体から本事業の目的に沿った内容の借上依頼があった場合は、必要な条件を付したうえで応じること。

第5 事業の対象経費

事業実施のために必要な経費とし、その詳細は、交付要綱のとおりとする。

第6 事業の実施

- 1 事業を実施しようとする者は、事業実施予定年度の前年度の1月31日までにみーもの森づくり事業提案書（様式1号）またはみーもの森づくり事業継続事業提案書（様式2号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項により提出された提案書の内容を審査するとともに水と緑の森づくり会議の意見を踏まえ、適当と認められる事業について内示をするものとする（様式3号）。
- 3 内示のあった交付対象者は、交付要綱により、みーもの森づくり事業費交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。
なお、事業実施にあたっては、事業実施団体代表者名義の預貯金口座を用意し、その写しを提出することとする。
- 4 知事は、前項により提出された申請書の内容を審査するとともに、適当と認められる事業について交付決定（様式4号）をするものとする。

第7 交付金の交付にあたって付す条件

- 1 交付金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。
 - (1) 交付金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する交付金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
 - (2) 交付対象者は交付金等に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱、実施要領その他関連通知に従わなければならない。
 - (3) 交付対象者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しておかなければならない。
 - (4) 交付対象者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第8条に定める財産については、交付金事業完了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」で定められた処分制限期間内（以下「処分制限期間内」という。）においては、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付の目的に従って使用し、その有効活用を図らなければならない。
 - (5) 交付対象者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第8条に定める財産について、処分制限期間内において、知事の承認を受けて収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させられることがある。
 - (6) 交付対象者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産を転用することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
また、知事の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る財産等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には知事に協議することができる。

- (7) 交付対象者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (8) 事業で発行する印刷物や購入した用具、製品、看板等にはこの交付金による支援を受けていることを必ず明記し、事業のPRにつとめること。
- (9) この事業を各種広報媒体、報告書等で広くPRし、その実績資料を交付要綱第8条に掲げる実績報告書兼精算払請求書（以下「実績報告書」という。）に添付すること。
- (10) 交付対象者は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。
- (11) 県産木材は「しまねの木認証材」とすること。ただし、資材の調達に急を要するものについては、原木の生産地等について木材市場または素材生産者が、県産材であることを証明した木材に替えることができる。これら証明書については、実績報告書に添付すること。
- (12) 交付対象者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の仕入控除対象者で、確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、交付金交付要綱様式第5号により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の交付金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して交付金交付申請し、交付金の交付を受けた場合はこの限りではない。

第8 交付金の変更交付について

知事は、交付要綱第4条に基づき提出された申請書の内容を審査するとともに、適当と認められる事業について変更交付決定（様式5号）をするものとする。

第9 実施状況の報告

交付対象者は、知事が指示したときは、当年度事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

第10 事業の中断・中止等の取り扱い

- 1 知事は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合、もしくは交付対象者等から事業の中断又は中止が必要となった旨の報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに必要に応じて交付対象者に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。
 - ①申請時の計画に即した事業が行われていないと認められる場合
 - ②交付対象者等に事業の継続の意志がないと認められる場合
 - ③事業実施中に参加者の傷病その他の事由により事業の中断又は中止が必要になったと認められる場合
 - ④本事業に関する不正が認められた場合
- 2 知事が事業の中断又は中止がやむを得ないと判断した場合は、交付対象者に対して事業中止を命じるとともに、交付決定の取り消しを行うものとする。

第11 交付金の支払い

- 1 交付金の支払いは原則として事業が完了し、実績報告書の提出後とする。
- 2 交付要綱第6条の概算払い請求については、請求時に完了した部分までを対象とし、請求できる金額は、県交付金の全部又は一部とする。

また、概算払い請求の期限は、各月末までに完了し概算払いを受けようとする出来高部分について翌月の10日までに県の地方機関に提出することとし、3月完了分は実績報告に併せ精算払い請求とする。
- 3 継続事業の概算払い請求は1回のみとする。

第12 事業実績の報告

交付対象者は、事業が完了した場合に、交付要綱第7条により実績報告書を知事に提出しなければならない。

第13 完了確認・検査

検査は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年12月28日島根県訓令第6号）に基づき、下記のとおり行うものとする。

- (1) 概算払いは、地方機関が執行状況の確認を行い、必要に応じて中間検査を実施し、県庁に報告するものとする（様式6号）。

(2) 地方機関が行う完了検査については、交付要綱に基づく実績報告書受理後、10日以内に検査をするものとする。

検査にあたっては、現地確認のほかに、納入された物品の規格・数量並びに支払い状況を確認するものとし、結果を県庁に報告するものとする。

なお、支払い状況については、実績報告書の金額と帳簿（出納帳、通帳）の確認に加えて、次により確認するものとする。

- ① 実績報告書、帳簿、領収書の金額の突合
- ② 領収書の発行年月日
- ③ 領収書の宛先
- ④ 領収書の金額

(3) 実施場所が複数の地方機関の所管区域にまたがる場合の検査は県庁で行うものとする。

第14 額の確定

知事は、完了検査が終了した後に額の確定を行うものとする（様式7号）。

第15 事業実施後の状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年から4年間みーもの森づくり事業活動状況報告書（様式8号）を3月31日までに提出するものとする。

ただし、森で学ぶ取組（みーもスクール）は除く。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年3月13日から施行し、平成19年度分から適用する。
- この要領は、平成20年3月14日から施行し、平成20年度分から適用する。
- この要領は、平成22年3月19日から施行する。
- この要領は、平成23年3月7日から施行し、平成23年度分から適用する。
- この要領は、平成23年5月10日から施行する。
- この要領は、平成24年3月14日から施行し、平成24年度分から適用する。
- この要領は、平成25年2月21日から施行し、平成25年度分から適用する。
- この要領は、平成27年3月20日から施行し、平成27年度分から適用する。
- この要領は、平成28年3月15日から施行し、平成28年度分から適用する。
- この要領は、平成29年2月20日から施行し、平成29年度分から適用する。
- この要領は、平成29年12月12日から施行し、平成30年度分から適用する。

平成 年度 みーもの森づくり事業 提案書

1. 提案団体について

団体名			
代表者職氏名			
住所 (連絡先)	〒	—	
	TEL :	担当者名 :	
団体の概要			
過去に、みーもの森づくり事業を行ったことがある団体はその年度と内容を明記して下さい。			

2. 提案内容について

取組の名称			
取組の目的と期待する効果			
具体的な実施方法 いつ どこで 誰が どのように	(参加者が行う作業)		
取組の周知方法			
全体事業費		県交付金額	
	円		円

作業の一部を他者へ委託する場合は、その理由（内容）を書いて下さい。

委託理由 (内容)	
委託経費	円

※森で学ぶ取組（みーもスクール）は、委託経費は事業対象としておりません。

事業の予定スケジュール（準備作業の予定も記入してください）

時 期	活 動 内 容
平成 年 4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
平成 年 1 月	
2 月	
3 月	

※最も主となる活動に「○」を付けること。

（「別紙活動報告書」により活動後10日以内に報告する活動）

参加者数

団体名	人 数
計	

作業スタッフ

住所	氏名

主な指導者・講師

氏 名	所有資格（森林技術サポーターなど）、活動歴など

翌年度以降の活動展開

時 期	活 動 内 容
2 年目計画	
3 年目計画	
4 年目計画	
5 年目計画	

※森で学ぶ取組（みーもスクール）は、記載の必要無し。

3. 提案事業費の内訳

※見積書、旅費の積算書などの積算根拠を必ず添付して下さい。

なお、森で学ぶ取組（みーもスクール）は、単価1万円以下のものについては添付不要です。

区分：森を保全する取組

交付率	内 容 ・ 数 量			経費（円）	経費の内訳	
	項 目	単価（円）	数 量		県交付金（円）	その他（円）
1/2 以内						
	小 計 (A)					
10/10 以内						
	小 計 (B)					
計 (C=A+B)						

区分：森を利用する取組

交付率	内 容 ・ 数 量			経費（円）	経費の内訳	
	項 目	単 価（円）	数 量		県交付金（円）	その他（円）
1/2 以内						
	小 計 (D)					
10/10 以内						
	小 計 (E)					
計 (F=D+E)						

合 計

経 費 (円) (C + F)	経 費 内 訳		備 考
	県 交 付 金 (円)	そ の 他 (円)	

区分：森で学ぶ取組（みーもスクール）

交付率	内 容 ・ 数 量			経費（円）	経費の内訳	
	項 目	単 価（円）	数 量		県交付金（円）	その他（円）
1/2 以内						
	小 計 (G)					
10/10 以内						
	小 計 (H)					
計 (I =G+H)						

※森で学ぶ取組（みーもスクール）では、主な講師は3名以内/回とし、全体を通して1/3以上は森林技術サポーターとすること。

4. 添付資料

- 1 団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）
- 2 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- 3 団体の活動経歴（定期刊行物、新聞切り抜き、写真等別途添付）
- 4 森林整備などで使用する土地の使用承諾について確認できるもの（所有者の同意書等）
- 5 写真、位置図、図面、設計図など
- 6 事業に要する見積書など（森で学ぶ取組については、単価が 10,000 円以下の見積書の添付は不要）

平成 年度 みーもの森づくり事業 継続事業 提案書

1. 提案団体について

団 体 名			
代表者職氏名			
住 所 (連絡先)	〒	—	
	TEL :		担当者名 :
団体の目的 と概要			

2. 継続内容について

採択年度と 取組の名称	平成 年度に新規に採択された事業の継続事業 (平成 年度に「再生の森事業」で竹林伐採を行った森林)		
取組の目的と 期待する効果			
今年度の具体的 な取組内容 いつ どこで 誰が どのように			
	(参加者が行う作業)		
取組のこれ までの成果			
全体事業費		県交付金額	
	円		円

作業の一部を他者へ委託する場合は、その理由（内容）を書いて下さい。

委託理由 (内容)	
委託経費	円

事業の予定スケジュール（準備作業の予定も記入してください）

時 期	活 動 内 容
平成 年 4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
平成 年 1 月	
2 月	
3 月	

※最も主となる活動に「○」を付けること。

（「別紙活動報告書」により活動後 10 日以内に報告する活動）

参加者数

団体名	人 数
計	

経費内容

交付率	内 容 ・ 数 量			経費 (円)	経費の内訳	
	項 目	単価 (円)	数 量		県交付金 (円)	その他 (円)
1/2 以内						
	小 計 (A)					
10/10 以内						
	小 計 (B)					
計 (C=A+B)						

合 計

経 費 (円) (C)	経 費 内 訳		備 考
	県 交 付 金 (円)	そ の 他 (円)	

第 号
平成 年 月 日

所在地
団体名
代表者の職及び氏名

島根県知事 印

平成 年度みーもの森づくり事業の内示について

平成 年 月 日付けで提出のあった平成 年度みーもの森づくり事業提案書に基づき査定の結果、下記のとおり内示します。
については、みーもの森づくり事業費交付金交付申請書を平成 年 月 日までに（所管する県機関）まで提出してください。

記

1 内示額 円

※提案書に記載した「最も主となる活動」を行った後10日以内に「別紙活動報告書」により活動内容を報告すること

平成 年「みーもの森づくり事業」主たる活動の報告

団体名	
取組名称	
活動年月日	
開催時間	
活動場所	
参加人数 (スタッフを除く)	
スタッフ人数	
計	
活動内容	
提案者の感想・ 参加者の声	
備考	

※状況写真、集合写真などを1枚以上添付すること。

写真は島根県のホームページ等に掲載し、事業紹介として使用することがありますので、参加者の了解を得た物を提出下さい。

また、参加者募集のチラシなど作成した場合は併せて添付してください。

指令 第 号

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名 様

平成 年 月 付け第 号で申請のあった平成 年度みーもの森づくり事業費交付金については、下記のとおり交付を決定します。

平成 年 月 日

島根県知事 印

1. 交付決定額 金 円

2. 交付条件

- (1) 交付金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する交付金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 交付事業者は交付金等に係る法令、補助金等交付規則、交付金交付要綱、実施要領その他関連通知に従わなければならない。
- (3) 交付事業者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。
- (4) 交付事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第8条に定める財産については、交付金事業完了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」で定められた処分制限期間内（以下「処分制限期間内」という。）においては、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って使用し、その有効活用を図らなければならない。
- (5) 交付事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第8条に定める財産について、処分制限期間内において、知事の承認を受けて収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させられることがある。
- (6) 交付事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産を転用することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
また、知事の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る財産等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には知事に協議することができる。
- (7) 交付事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従

- って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (8) 事業で発行する印刷物や購入した用具、製品、看板等にはこの交付金による支援を受けていることを必ず明記し、事業のPRにつとめること。
 - (9) この事業を各種広報媒体、報告書等で広くPRし、その実績資料を報告書に添付すること。
 - (10) 交付事業者は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。
 - (11) 県産木材は「しまねの木認証材」とすること。ただし、資材の調達に急を要するものについては、原木の生産地等について木材市場または素材生産者が、県産材であることを証明した木材に替えることができる。これら証明書については、実績報告書に添付すること。
 - (12) 交付事業者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の仕入控除対象者で、確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、交付金交付要綱様式第5号により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の交付金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して交付金交付申請し、交付金の交付を受けた場合はこの限りではない。

様式 5 号（第 8 関係）

指令 第 号

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名 様

平成 年 月 付け第 号で申請のあった平成 年度みーもの森づくり事業費交付金については、申請のとおりこれを承認し、平成 年 月 日付け指令 第 号による交付決定書の記の 1 及び 2 を下記のように変更します。

平成 年 月 日

島根県知事 印

記

- 1 交付金交付申請書の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度みーもの森づくり事業費交付金変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 交付金事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

交付金事業に要する経費	円
交付金の額	円
[今回変更（増△減）額	円]

平成 年 月 日

農林水産部長 様
(林業課)

隠岐支庁長
〇〇農林振興センター所長
〇〇農林振興センター〇〇事務所長

みーもの森づくり事業 概算払い請求に係る確認について

このことについて、下記のとおり確認しましたので報告します。

区分	取組名称	交付 対象者名	概算払 請求金額	請求日	確認日	確認結果 (適正・不適正記入)

確認者職氏名	(印)
--------	-----

様式7号（第14関係）

第 号

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名 様

平成 年度みーもの森づくり事業費交付金の額については、下記のとおり確定します。

平成 年 月 日

島根県知事

記

1 確定額 金 円

平成 年 月 日

島根県知事 様

団体名
代表者名

平成 年度 みーもの森づくり事業活動状況報告書

団体名	
事業採択年度	
取り組み名称	
年度の実施状況	
参加者及び 参加人数	
事業で整備した資 材等利用状況	
今後の目標や 課題等	
事業に対する意見 (使いやすさ・改 善要望等)	

※参加者及び参加人数は利用者ではなく、森づくり活動（みーもの森づくり事業で設置した施設
のメンテナンスを含む）に参加した者、人数を記載すること。

※森で学ぶ取組（みーもスクール）は報告の必要はありません。